

名古屋市緑政土木局請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は名古屋市緑政土木局請負工事成績評定要綱の運用に当たり必要な事項を定める。

第2条 要綱第3条（評定の内容）関係

評定の評価項目は次のとおりとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来映え
- (4) 工事特性
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等

第3条 要綱第5条（評定の方法）関係

- 1 評定は工事成績採点表（別紙1）により行うものとする。
- 2 各評価項目の評定点は細目別評定点採点表（様式1-2）により算出するものとする。
- 3 各評定者の評価は、審査項目別運用表（別紙2-1～4）に基づき行うものとする。
- 4 最終請負金額が税込500万円以上の工事については、審査項目別細目表（様式3-1～4）を参考にして前項の評価を行うものとする。
- 5 各審査項目がa、d又はe評定であるときは、工事成績評定理由書（様式1-3）にその理由を記録するものとする。
- 6 評定点は、細目別評定点採点表をすべての評定者が確認し、確定するものとする。

第4条 要綱第7条（評定の通知）及び第8条（評定の修正）関係

- 1 評定の通知は、成績評定通知書（様式1-4）を交付することで行うものとする。
- 2 評定点が60点未満の場合は、技術指導課長が前項の交付を行うものとする。
- 3 評定の通知を郵便により行う場合は、配達証明又は簡易書留を用いることとする。
- 4 評定の通知を郵便により行った場合において、受取人の所在不明、受け取りの拒否その他の事由により当該通知が返送されたときは、当該通知をしたものとみなすことができる。

第5条 要綱第9条（評定の説明請求）関係

- 1 第9条第1項の書面は「工事成績評定に係る説明請求書（様式1-5）」を用いて、監督員又は技術指導課に提出するものとする。
- 2 第9条第2項の書面は「工事成績評定に係る説明書（回答）（様式1-6）」を用いて、技術指導課長が交付するものとする。

第6条 要綱第10条（評定の再説明請求）関係

- 1 第10条第1項の書面は「工事成績評定に係る再説明請求書（様式1-7）」を用い

て、監督員又は技術指導課に提出するものとする。

- 2 第10条第2項の書面は「工事成績評定に係る再説明書（回答）（様式1－8）」を用いて、技術指導課長が交付するものとする。

第7条 要綱第11条（評定の公表）関係

- 1 公表は、評定の結果を緑政土木局総務課の窓口配架することで行う。
- 2 配架する内容は、工事ごとに、「工事名」、「請負人名」、「請負代金額」、「契約上の工事期間」、「評定点合計」、「監督担当所属」とする。
- 3 成績評定通知書は、工事ごとに技術指導課にて閲覧により公表するものとする。
- 4 公表は、前々年度以降に完成を確認した工事を対象とする。

附則

- 1 この要領は平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領は平成17年6月1日から施行する。
- 3 名古屋市緑政土木局請負工事施工成績評定要領（平成15年4月1日施行）は廃止する。
- 4 この要領は平成24年7月2日から施行する。
- 5 この要領は平政25年1月1日から施行する。
- 6 この要領は平成29年4月1日から施行する。
- 7 この要領は平成29年11月15日から施行する。
- 8 この要領は平成30年4月1日から施行する。
- 9 この要領は平成31年4月10日から施行する。
- 10 この要領は令和2年4月1日から施行する。
- 11 この要領は令和3年4月1日から施行する。
- 12 この要領は令和5年4月1日から施行する。

工事成績採点表（完了・指定部分完了）

工 事 名		工事場所										契約金額（最終）					管 理 番 号									
請 負 人		現場代理人			主任・監理技術者					工 期		年 月 日～ 年 月 日					完了年月日		年 月 日							
考 査 項 目		担 当 監 督 員					主 任 監 督 員					総 括 監 督 員					検 査 員（中間・出来高）					検 査 員（完了）				
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般							+1.5	0	-5.0	-10															
	II. 配置技術者						+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	I. 施 工 管 理		+1.5	0	-5.0	-10											+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工 程 管 理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+5	+2.5	0	-3.3	-7.5															
	III. 安 全 対 策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10						+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	IV. 対 外 関 係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																				
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出 来 形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5											+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	II. 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5											+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III. 出 来 ば え																+5	+2.5	0	-5.0		+5	+2.5	0	-5.0	
4. 工事特性	I . 工 事 特 性						+(11)		0																	
5. 創意工夫	I . 創 意 工 夫	+(7)		0																						
6. 社会性等	I . 地 域 へ 貢 献 等											+10	+5	0												
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		① ± 点					② ± 点					③ ± 点					④ ± 点					⑤ ± 点				
評定点		① ①×0.4+18 点					② ②×0.4+11.8 点					③ ③×0.2+10 点					④ ④×0.4+26 点					⑤ ⑤×0.4+26 点				
7. 評 定 点 計		○中間・出来高検査があった場合：(①+②+③+④/2+⑤/2) = 点 但し、④（中間・出来高）が2 回以上の場合は平均値 _____点 ○中間・出来高検査がなかった場合：(①+②+③+⑤) = 点																								
8. 法 令 遵 守 等												± 点														
9. 評 定 点 合 計		_____点 ○7.評定点計（ _____点）±8.法令遵守等（ _____点）= _____点																								

細目別評定点採点表

総括監督員		主任監督員		担当監督員		採点整理担当者		所属公所長 課室		検査員		印
設計書番号						No.				作成日	年 月 日	
工事名									請負人			
監督担当公所					設計担当所属				申請業種区分			
請負代金額	当初	変更後				工期	年 月 日から		年 月 日まで			
工事完了日	年 月 日					完了検査日	年 月 日					
項 目	細 別	①担当監督員	②主任監督員	③総括監督員	④検査員（中間・出来高）	⑤検査員（完了）	細目別評定点					
1. 施工体制	I. 施工体制一般		() ×0.4+2.6=				／3.2					
	II. 配置技術者		() ×0.4+2.6=				／3.8					
2. 施工状況	I. 施工管理	() ×0.4+2.6=			() ×0.4+6.5=	() ×0.4+6.5=	／11.7					
	II. 工程管理	() ×0.4+2.6=	() ×0.4+3.8=				／8.8					
	III. 安全対策	() ×0.4+2.6=		() ×0.2+5.0=			／11.4					
	IV. 対外関係	() ×0.4+2.6=					／3.4					
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() ×0.4+2.6=			() ×0.4+6.5=	() ×0.4+6.5=	／13.9					
	II. 品質	() ×0.4+2.6=			() ×0.4+6.5=	() ×0.4+6.5=	／15.9					
	III. 出来映え				() ×0.4+6.5=	() ×0.4+6.5=	／8.5					
4. 工事特性	I. 工事特性		() ×0.4+2.8=				／7.2					
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() ×0.4+2.4=					／5.2					
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			() ×0.2+5.0=			／7.0					
7. 法令遵守等				×1.0=								
							評定点合計					／100

工 事 名		工事場所		請負者名	
考 査 項 目		担 当 監 督 員	主 任 監 督 員	総 括 監 督 員	検 査 員
1. 施工体制	I. 施工体制一般				
	II. 配置技術者				
2. 施工状況	I. 施 工 管 理				
	II. 工 程 管 理				
	III. 安 全 対 策				
	IV. 対 外 関 係				
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出 来 形				
	II. 品 質				
	III. 出 来 ば え				
4. 工事特性	I. 工 事 特 性				
5. 創意工夫	I. 創 意 工 夫				

令和 年 月 日

様

名古屋市長

成績評定通知書

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

評定の結果について、不服等がある場合は通知の日から起算して閉庁日を除く 10 日以内に書面（別紙様式）にて説明を求めることができます。

※ 閉庁日とは、土・日・祝日等の名古屋市の休日を定める条例第 2 条に規定する休日をいう。

工事名		
工事場所		
請負代金額		
契約上の工事期間		
検査年月日		
成績評定		
項目別評定点		
評価項目	評価項目	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 点
	II. 配置技術者	／ 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 点
	II. 工程管理	／ 点
	III. 安全管理	／ 点
	IV. 対外関係	／ 点
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形	／ 点
	II. 品質	／ 点
	III. 出来映え	／ 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 工事特性	／ 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 点
6. 社会性等（加点のみ）		／ 点
7. 法令遵守等		／ 点
評定点合計		／ 点

工事成績評定に係る説明請求書

令和 年 月 日

名古屋市 長

請負人
(商号又は名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付で通知のあった工事成績評定について、説明を請求します。

記

1 工 事 名

2 請求の内容

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日

請負人
（商号又は名称）
（代表者氏名）

名 古 屋 市 長

令和 年 月 日付けで説明請求のありました内容について、下記のとおり
回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 請求に対する回答

＊本説明に疑問があるときは、回答を受けた日から起算して閉庁日を除く 10 日以内に「工事成績評定に係る再説明請求書」により、再度、説明を求めることができます。
（※ 閉庁日とは、土・日・祝日等の「名古屋市の休日を定める条例」第 2 条に規定する休日をいう。）

工事成績評定に係る再説明請求書

令和 年 月 日

名古屋市 長

請負人
(商号又は名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付で回答の通知のあった工事成績評定について、再度説明を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 再請求の内容

工事成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日

請負人
（商号又は名称）
（代表者氏名）

名古屋市長

令和 年 月 日付けで再説明請求のありました内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 再請求に対する回答

(担当監督員)

審査項目	種別	a	b	c	d	e
施工状況	施工管理		☐ 施工管理が適切である 関係書類について、内容が適切であり、適時に提出していた。 工期を通じて指摘することがなかった。	☐ 他の評価に該当しない 関係書類について、指摘することはあったが、速やかに改善された。	☐ 施工管理がやや不適切である 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理が不適切である 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	工程管理	☐ 工程管理が優れている 工程管理について特に優れた取り組みがあった。	☐ 工程管理が適切である 現場条件の変更に対する早い対応など、工程管理が適切であり、工事が円滑に進捗した。	☐ 他の評価に該当しない 工程管理について、指摘することはあったが、速やかに改善された。	☐ 工程管理がやや不適切である 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理が不適切である 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	安全対策	☐ 安全対策が優れている 事故を未然に防ぐための措置や安全教育等の取り組みが、特に優れていた。	☐ 安全対策が適切である 安全教育や保安施設の配置等が適切で、特に指摘することはなかった。	☐ 他の評価に該当しない 安全対策に関して一部指摘することはあったが、速やかに改善された。	☐ 安全対策がやや不適切である 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策が不適切である 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	対外関係	☐ 対外関係が優れている 対外関係について、特に優れた取り組みがあった。	☐ 対外関係が適切である 関係官公庁への届出や、地元及び関連工事との調整が適切であった。	☐ 他の評価に該当しない 苦情やトラブルは一部発生したが、速やかに解決した。	☐ 対外関係がやや不適切である 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係が不適切である 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

出来形及び 出来ばえ	出来形 ・段階確認 ・出来形管理表 ・出来形管理図 ・施工記録写真	☐ 出来形が優れている 出来形が均質である。	☐ 出来形が適切である 出来形が概ね均質である。	☐ 他の評定に該当しない 出来形が規格値を満足している。	☐ 出来形がやや不適切である 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 出来形が不適切である 工事請負契約約款第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	品質 ・段階確認 ・材料の品質 ・作業の品質	☐ 品質管理が優れている 品質管理について特に優れた取り組みがあった。	☐ 品質管理が適切である 管理が適切であり、その記録について、ほとんど指摘がなかった。	☐ 他の評定に該当しない。 管理やその記録について、一部手直しを指示した。	☐ 品質管理がやや不適切である 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理が不適切である 工事請負契約約款第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。
創意工夫	☐ 準備、後片づけ関係	工夫の内容：				
	☐ 施工関係	工夫の内容：				
	☐ 品質関係	工夫の内容：				
	☐ 安全衛生関係	工夫の内容：				
	☐ 施工管理関係	工夫の内容：				
	☐ その他	工夫の内容：				
※ 各項目に関して創意工夫の顕著な理由を明記する。1つの内容につき2点とする。 加点は0～7点の範囲とする。（請負業者の申告により採用の可否を判断する。）						

(主任監督員)

考査項目	種別	a	b	c	d	e
施工体制	施工体制一般		☐ 施工体制が適切である 施工計画書が適切であり、計画で定めた体制に基づいて、工事をスムーズに進めた。	☐ 他の評定に該当しない 施工体制一般に関して指摘したこともあったが速やかに改善された。	☐ 施工体制がやや不適切である 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制が不適切である 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	配置技術者		☐ 配置技術者の対応が適切である 現場代理人が工事全体を適切に把握していた。技術者等が施工体制や施工状況を把握し、適切な技術的指導を行っていた。	☐ 他の評定に該当しない 技術者等の配置に関して一部指摘はあったが、速やかに改善された。	☐ 配置技術者の対応がやや不適切である 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者の対応が不適切である 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
施工状況	工程管理	☐ 工程管理が優れている 工程管理について特に優れた取り組みがあった。	☐ 工程管理が適切である 関連工事や地元及び関係機関との調整に取り組み、計画通りに工事を完成させた。	☐ 他の評定に該当しない 工程の一部に遅れはあったが、工期限内に工事を完成した。	☐ 工程管理がやや不適切である 理由なく工事着手が遅れた。工程管理において、地元又は他の工事とでトラブルが生じた。	☐ 工程管理が不適切である 工程管理が不適切で、工期限内に工事が完成しなかった。

工事特性	Ⅰ 構造物の特殊性への対応	☐ 1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事
		☐ 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
		☐ 3 その他 内容：
	Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	☐ 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
		☐ 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
		☐ 6 現道上の交通に大きく影響する工事
		☐ 7 緊急時における対応が特に必要な工事
		☐ 8 施工箇所が広範囲にわたる工事
		☐ 9 週休2日制工事、週休2日交替制工事
		☐ 10 その他 内容：
	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応	☐ 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
		☐ 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
		☐ 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
		☐ 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければいけない工事
		☐ 15 その他 内容：
	Ⅳ 長期工事における安全確保への対応	☐ 16 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）
※ ☐ に✓マークを記入し1項目2点として加点する。加点は0～11点の範囲とする。		

(総括監督員)

審査項目	種別	a	b	c	d	e
施工状況	安全対策 ・道路工事の標示施設等 ・安全管理 ・公衆災害 ・労働災害	☐ 安全対策が優れている 安全対策が特に優れており、他の模範となるものであった。	☐ 安全対策が適切である 安全対策に優れた取り組みがあった。	☐ 他の評価に該当しない	☐ 安全対策がやや不適切である 安全管理に不備があった。安全管理に対する市民からの苦情があった。	☐ 安全管理が不適切である
社会性等	地域への貢献等	☐ 地域への貢献が優れている 地域への貢献が特に優れており、他の模範となるものであった。	☐ 地域への貢献がやや優れている 地域への貢献に優れた取り組みがあった。	☐ 他の評価に該当しない		
法令遵守等	・公衆災害 ・労働災害 ・法令違反 ・契約違反 ・加点項目	減点 - 20点 ☐ 指名停止3ヶ月以上	減点 - 15点 ☐ 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	減点 - 13点 ☐ 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	減点 - 10点 ☐ 指名停止2週間以上1ヶ月未満	減点 - 8点 ☐ 文書による注意処分
		減点 - 5点 ☐ 口頭による注意処分	減点 - 8点～ ☐ 総合評価落札方式の標準型・簡易型における技術提案の不履行	減点 - 8点 ☐ 総合評価落札方式における配置予定技術者の未配置	減点 - 3点 ☐ 総合評価落札方式における地元企業の下請活用割合の不履行	※ 加減点 点 ☐ その他理由：

(検査員)

審査項目	種別	a	b	c	d	e
施工状況	施工管理 ・施工計画書 ・工事関係書類 及び資料整理	☐ 施工管理が優れている 管理やその記録が適切で、解りやすく整理されていた。 関係書類が過不足なく整理されていた。	☐ 施工管理が適切である 管理やその記録が適切で、ほとんど指摘がなかった。	☐ 他の評価に該当しない 一部指摘はあったが大きな訂正はなかった。	☐ 施工管理がやや不適切である 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理が不適切である 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
出来形及び出来ばえ	出来形 ・出来形管理表 ・出来形管理図 ・施工記録写真 ・現場の出来形寸法	☐ 出来形管理が優れている 出来形が均質である。 管理やその記録が適切で、解りやすく整理されていた。	☐ 出来形管理が適切である 出来形が概ね均質である。 管理やその記録が適切で、ほとんど指摘がなかった。	☐ 他の評価に該当しない 出来形が規格値を満足している。 管理やその記録に一部指摘事項があったが、大きな訂正はなかった。	☐ 出来形管理がやや不適切である 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形管理が不適切である 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	品質 ・材料の品質 ・作業の品質	☐ 品質管理が優れている 品質管理について特に優れた取り組みがあった。	☐ 品質管理が適切である 管理やその記録が適切で、ほとんど指摘がなかった。	☐ 他の評価に該当しない。 管理記録に一部指摘事項があったが、大きな訂正はなかった。	☐ 品質管理がやや不適切である 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質管理が不適切である 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	出来ばえ	☐ 外観が良く、仕上がりが非常にきれいで、取合わせ等も細部まで行き届いていた。	☐ 外観、仕上がり及び取合わせは概ね良好であった。	☐ 外観、仕上がり若しくは取合わせが悪い所、又は軽微な手直を指示した箇所があった。	☐ 外観、仕上がり及び取合わせが悪く、大幅な手直しを指示した。	

工事成績採点の審査項目別細目表 (担当監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
施工状況	施工管理		☐ 施工管理が適切である	☒ 他の評価に該当しない	☐ 施工管理がやや不適切である	☐ 施工管理が不適切である
	0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工過程において、施工管理について指示した事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☒ ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☒ ☐ 工事材料について品質に影響が無いよう保管している。 ☒ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 段階確認を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 設計照査の結果や出来形図表を分かりやすくまとめ、適切な時期に提出している。 ☒ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☒ ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☒ ☐ 工事打合わせ記録簿、承諾・協議書を、不足無く整理している。 ☒ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☒ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由			☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ その他：理由	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ☐ その他：理由
	工程管理	☐ 工程管理が優れている	☐ 工程管理が適切である	☒ 他の評価に該当しない	☐ 工程管理がやや不適切である	☐ 工程管理が不適切である
0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工過程において、工程管理について指示した事項が無い。 ☒ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した実施工程表を作成している。 ☒ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☒ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☒ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 工程管理について特に優れた取り組みがあり、工事の進捗が早まった。 ☒ ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 休日の確保を行っている。 ☒ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由			☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ その他：理由	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ☐ その他：理由	
安全対策	安全対策	☐ 安全対策が優れている	☐ 安全対策が適切である	☒ 他の評価に該当しない	☐ 安全対策がやや不適切である	☐ 安全対策が不適切である
	0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工過程において、安全対策について指示した事項が無い。 ☒ ☐ 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 ☒ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 ☒ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☒ ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☒ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☒ ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☒ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☒ ☐ 安全対策について特に優れた取り組みがあった。 (内容：) ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由			☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ その他：理由	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ☐ その他：理由

工事成績採点の考査項目別細目表 (担当監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
施工状況	対外関係	☐ 対外関係が優れている	☐ 対外関係が適切である	☒ 他の評定に該当しない	☐ 対外関係がやや不適切である	☐ 対外関係が不適切である
	0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工過程において、対外関係について指示した事項が無い。 ☒ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☒ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☒ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☒ ☐ 関係者との調整について特に優れた取り組みがあった。 (内容：) ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由			☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ その他：理由	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ☐ その他：理由
出来形及び出来ばえ	出来形	☐ 出来形が優れている	☐ 出来形が適切である	☒ 他の評定に該当しない	☐ 出来形がやや不適切である	☐ 出来形が不適切である
	エラー： 選択項目 確認！	「評価対象項目」 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 ☒ 主な工種において、監督員による手直し等の指示事項がなく、その他の工種において、出来形に大きな不備がない。 ☐ 出来形をばらつきにより評価することが適当でないため別途評価する。 【機械設備】※上記欄によらず、当該欄で評価 ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が設計図書及び管理基準の許容範囲内であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる ☐ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている ☐ ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている ☐ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い ☐ ☐ 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している ☐ ☐ 測定機器のキャリブレーションを定期的の実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 【電気設備】※上記欄によらず、当該欄で評価 ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる ☐ ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が設計図書及び管理基準の許容範囲内であることが確認できる。 ☐ ☐ 機器等の据付及び固定方法について設計図書又は承諾図のとおり施工していることが確認できる ☐ ☐ 配管及び配線を設計図書又は承諾図のとおり敷設していることが確認できる ☐ ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けてあることが確認できる。 ☐ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる ☐ ☐ 測定機器のキャリブレーションを定期的の実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ☐ その他：理由	☐ 工事請負契約約款第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。 ☐ その他：理由

工事成績採点の考查項目別細目表 (担当監督員)

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
23	品質	☐ 品質管理が優れている	☐ 品質管理が適切である	☒ 他の評定に該当しない	☐ 品質管理がやや不適切である	☐ 品質管理が不適切である
1		「評価対象項目」 【施工一般について】 ☒ ☐ 管理記録を分かりやすく整理している。 品質の評価は設計書の主たる工事内容で評定する 【機械設備】 ☐ ☐ 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書類（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 設備の機能及び性能が、設計・承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる ☐ ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる ☐ ☐ 工事範囲外の部分であっても工事対象機器又は施設全体の能力に影響する部位について、技術提案をしている。 ☐ ☐ 機器等の据付に掛かる品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる ☐ ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる ☐ ☐ 据付後に機器の点検をしやすいうよう、その配置を工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ 設備の構造や機器の配置が、点検や消耗品の取替え作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる ☐ ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示していることが確認できる ☐ ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる ☐ ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる ☐ ☐ 構造物劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる ☐ ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる ☐ ☐ 完成図書・取扱説明書において、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品の交換方法や取付場所について、まとめている。 ☐ ☐ その他：理由 【電気設備】 ☐ ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書類（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる ☐ ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足していることを、成績書等で確認できる。 ☐ ☐ 設備の構造や機器の配置が、点検や消耗品の取替え作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる ☐ ☐ 絶縁抵抗値、接地抵抗値など技術基準に定められている事項において、必要な値を満足し、測定結果を分かりやすくまとめている。 ☐ ☐ 電気配線・配管等の敷設、接続などの作業が、施工計画書又は承諾図書のとおりに行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の正常動作を試験記録などで確認できる。 ☐ ☐ 施設に求められる品質、機能及び性能を満足していることが総合試験の記録などで確認できる。 ☐ ☐ 機器（製品）の品質、機能及び性能の確認において工事現場で確認できない項目を、工場試験の記録などで確認できる。 ☐ ☐ 機器、電気配線・配管等の取付において、日射、風雨、降雪等の外因的影響に対する適切な処置を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品の交換方法や取付場所について、まとめている。 ☐ ☐ その他：理由 【コンクリート構造物工事】				
1	0%					

a	b	c	d	e
☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っておりコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。（※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） ☐ ☐ コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ ☐ 型枠・支保材が十分な強度と安全性を持っており、締め付け確認や剥離剤の塗布などが行われ、打設中の管理が適切である。 ☐ ☐ 床掘箇所の湧水及び滯水は、排除して施工していることが確認できる ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる ☐ ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の規格・品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設までにどろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 材料の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる ☐ ☐ 鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。（※鉄筋交差部が強固に結束され、結束線がかぶりに入らないように内側に折り込まれているか等。） ☐ ☐ 溶接・圧接作業にあたり、作業員の資格確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足し、気候等に応じ適切に行われている事が確認できる。（日数、方法等） ☐ ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ セパレータ部の処理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ クラックが無い。クラックがある場合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。 ☐ ☐ その他：理由				
☐ ☐ 【土工事（切土・盛土・築堤等工事）】 ☐ ☐ 施工に先立ち適切に丁張を設置し、また施工中にも適宜点検し精度の向上及び変状の発見に努めている。 ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。（作業終了・中断時含む。） ☐ ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 一層当たりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 土羽土の土質が適正な土質で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 品質管理に必要な各種試験を行い、適切な施工がされていることが確認できる。 ☐ ☐ 法面に有害な亀裂が無い。クラックや損傷部がない。 ☐ ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由				
☐ ☐ 【補強土壁工事】 ☐ ☐ 盛土材料の土質が適正である。 ☐ ☐ 盛土の締固めを適切な条件（人力・機械・まき出し厚・敷き均し・転圧作業等）で施工されている。 ☐ ☐ プレキャスト製品・材料等の品質が、工場管理資料等の品質証明資料により適切であると確認できる。 ☐ ☐ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ☐ ☐ 盛土の締め固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由				
☐ ☐ 【二次製品構造物工事】 ☐ ☐ ＜共通＞ ☐ ☐ 仕様書に定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ ☐ JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 ☐ ☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ☐ ☐ 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 ☐ ☐ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、まき出し、転圧が適切に施工されている。 ☐ ☐ その他：理由				

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐ ☐ 敷モルタルが適切に施工されている。 <擁壁類（補強土擁壁は除く）> ☐ ☐ 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 ☐ ☐ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐ ☐ 材料の接続または、かみ合わせが適切でズレがなく、接続部からの土砂流出防止がなされている。 ☐ ☐ 端部における地山とのすりつけが適切である。 ☐ ☐ 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。 ☐ ☐ コンクリート擁壁工の施工にあたり、コンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締固め及び養生が適切に行われている。 ☐ ☐ その他：理由 <用排水路・その他> ☐ ☐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている ☐ ☐ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている ☐ ☐ 呑口、吐口、集水桝等の取付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐ ☐ 施設の流末は浸食、滞留が生じないよう処理されている。 ☐ ☐ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縦目地からの漏水も見られない ☐ ☐ 継目部の目地モルタル・パッキン等が適切に施工されている。 ☐ ☐ 製品の継目部には隙間、ずれがなく、適切に施工されている。 ☐ ☐ その他：理由 【鋼橋工（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。）】 <工場製作関係> ☐ ☐ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接作業にあたり、作業員の資格確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ 孔あけによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 素地調整を行う場合、第1種R2後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ 検査路、落橋防止装置、配水管等の付属物のめっき、防食、塗装が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 <架設関係> ☐ ☐ クレーン、ベントなどの設置位置における地盤支持力を確認している。 ☐ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ ボルトのセットを適切に管理・保管しており、出荷時の品質が施工時まで保たれていることが確認できる。 ☐ ☐ 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☐ ☐ 沓座モルタルの材料・施工が適切である。（無収縮モルタルを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している。） ☐ ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機械について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。（※架設計画書等による確認） ☐ ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。 ☐ ☐ その他：理由 【塗装工事】 ☐ ☐ 塗装作業にあたり塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油膜等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。				

工事成績採点の審査項目別細目表 (担当監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐ ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ 【護岸・根固・水制工事】 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び、水密性を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 使用材料の品質が証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意を払っている。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ 【コンクリート橋工事（PC及びRCを対象）】 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） ☐ ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ ☐ 鉄筋の規格・品質が証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接・圧接作業にあたり、作業員の資格確認を行っている。 ☐ ☐ スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ☐ ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ ☐ プレビーム桁のプレフレクション管理が適切に行われている。 ☐ ☐ 装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。 ☐ ☐ 緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。 ☐ ☐ プレストレスング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 ☐ ☐ 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。 ☐ ☐ プレキャストブロックの損傷対策が適切である。（※取卸し時において、ブロック接合面等を十分保護している。） ☐ ☐ プレキャストブロックの接続施工が適切である。 ☐ ☐ クラックが無い。クラックがある場合であっても、進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づく適切な処置を行っている。 ☐ ☐ 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 沓座モルタルの材料・施工が適切である。（無収縮モルタルを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している。） ☐ ☐ 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ 【舗装工事】 <共通> ☐ ☐ 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。 <路床・路盤工関係>				

工事成績採点の考查項目別細目表 (担当監督員)

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐ ☐ 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 ☐ ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。 ☐ ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。 ☐ ☐ 路床、路盤工のブルーフローリングを行い、ローラーマークがないことが確認できる。 ☐ ☐ 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 <アスファルト舗装工関係> ☐ ☐ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く。） ☐ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ☐ ☐ 舗設後、交通開放を適切に行っている。 ☐ ☐ 舗装の各層の継ぎ目を標準仕様書に定められた数値以上にずらしている。 ☐ ☐ 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。 ☐ ☐ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 ☐ ☐ プライムコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。 ☐ ☐ プライムコート、タックコートが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。 ☐ ☐ 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。 ☐ ☐ 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。 ☐ ☐ 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 仮区画線の施工が適切に施工されたことが確認できる。 ☐ ☐ 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。 ☐ ☐ 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。 ☐ ☐ その他：理由 <コンクリート舗装工関係> ☐ ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） ☐ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 ☐ ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷き均している。 ☐ ☐ チェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 目地の設置位置・構造が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 【法面工事】 <共 通> ☐ ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ ☐ 設計図書に示されている法勾配で適切に施工されている。 ☐ ☐ 施工面の浮石除去・除根等が適切に行われている。 ☐ ☐ 吹付け材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け技能工（ノズルマン・ガンマン）の技量が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 法面の変状を常に監視し、施工している。 ☐ ☐ <種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係> ☐ ☐ 土壌試験を実施し、施工に反映している。 ☐ ☐ ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ ☐ 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 ☐ ☐ 法面端部付近にラウンディングを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。				

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐ ☐ 基材の配合が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付完了後、保護養生が行われている。(養生材吹付、散水養生 等) ☐ ☐ その他：理由 <コンクリート、又はモルタル吹付工関係> ☐ ☐ 金網の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ ☐ ラス張アンカー鉄筋が、仕様書のとおり施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ☐ ☐ 吸水性の吹付け面の場合に、事前に吸水させていることが確認できる。 ☐ ☐ 法面端部付近にラウンディングを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。 ☐ ☐ 水抜管を湧水部や凹部に配慮して設置している。 ☐ ☐ その他：理由 <打込枠工関係(現場打・プレキャスト・現場吹付等)> ☐ ☐ アンカーが適切に施工されていることが確認できる。(長さ、定着等) ☐ ☐ 配筋状況が適切である。 ☐ ☐ 打継ぎ目の施工が適切である。(打継ぎ目は水洗いやセメントペーストにより付着性の向上を図っている。) ☐ ☐ 現場養生が適切に行われている。 ☐ ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ アンカーと枠の連結や、枠のかみ合わせが適切である。 ☐ ☐ 枠と法面間の処理が適切で、密着していることが確認できる。 ☐ ☐ 枠内に空隙がないことや、中詰め材が沈下・流出していないことが確認できる。 ☐ ☐ 層間にはく離がないことが確認できる。 ☐ ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ☐ ☐ その他：理由 【植栽工事】 ☐ ☐ 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ☐ ☐ 施肥・かん水等、活着管理が適切におこなわれている。 ☐ ☐ 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 ☐ ☐ 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 ☐ ☐ 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ☐ ☐ 植栽する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ ☐ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。 ☐ ☐ 樹木、地被類、つる性植物等には樹幹の割れ、病害虫などがいないことが確認できるとともに、仕様書に基づいた植え付けが適切になされている。 ☐ ☐ 埋戻土が設計図書の基づいた性状であり、小石・ごみ・雑草・夾雑物を含まない適切なものであることが確認できる。 ☐ ☐ 支柱・添え木をぐらつかないように設置していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 【標識・区画線設置工事・防護柵(網)】 ☐ ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置要綱等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 溶融式、高視認性区画線の塗装温度管理が確認できる。 ☐ ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線を消去したとき、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由				

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		【浚渫・覆砂工事】 ☐ ☐ 着手前の測量の記録・保存が適正である。 ☐ ☐ 施工前、施工中の水象・気象の資料が整備されている。 ☐ ☐ 土砂量の検収・計測が的確に行われている。 ☐ ☐ 機械の選定及び組み合わせが適切である。 ☐ ☐ 周辺環境に配慮し、水質汚濁防止・水質監視等が行われている。 ☐ ☐ 浚渫高さ（覆砂厚）、すりつけが規格値内に納まる仕上がりである。 ☐ ☐ 覆砂の品質資料が適切に整理されている。 ☐ ☐ その他：理由 【基礎工事（地盤改良等を含む）】 <杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）> ☐ ☐ 杭等の規格・品質を確認できる資料が整理されている。 ☐ ☐ 杭の運搬・保管状態が適切で、損傷及び補修跡がないことが確認できる。 ☐ ☐ 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 配筋、スプーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ライナープレート組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。 ☐ ☐ 溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入し施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ ☐ スライムの除去を確実にしていることが確認できる。 ☐ ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ ☐ 杭先端処理が適切に行われていることを示す資料が確認できる。 ☐ ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ 既成杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 <地盤改良関係（サンド・砕石ドレーン、ベーパードレーン、サンドコンパクションパイル、ロッドコン ☐ ☐ 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認でき、削孔機械の据付が安定している。 ☐ ☐ 改良材の品質・使用量が管理され、設計図書の使用を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 改良材の配合、比重、噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ 事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工管理方法が施工計画書等に記載され、整備されている。 ☐ ☐ 施工記録が整理され、適切な施工が確認できる。 ☐ ☐ 改良体の形状寸法が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 控工の施工上の注意事項（仕様書による）が守られている。 ☐ ☐ その他：理由 【電線共同溝工事】 ☐ ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☐ ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ ☐ 特殊部の施工基面の支持力が均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ ☐ 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 管枕及び埋設シートを設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 【橋梁・横断歩道橋修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）】 記載4項目は必須				

☐

☐

機械の選定及び組み合わせが適切である。

☐

☐

周辺環境に配慮し、水質汚濁防止・水質監視等が行われている。

☐

☐

浚渫高さ（覆砂厚）、すりつけが規格値内に納まる仕上がりである。

☐

☐

覆砂の品質資料が適切に整理されている。

☐

☐

その他：理由

【基礎工事（地盤改良等を含む）】

<杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）>

☐

☐

杭等の規格・品質を確認できる資料が整理されている。

☐

☐

杭の運搬・保管状態が適切で、損傷及び補修跡がないことが確認できる。

☐

☐

杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。

☐

☐

配筋、スプーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

☐

ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

☐

☐

溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。

☐

☐

溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

☐

場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入し施工していることが確認できる。

☐

☐

掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。

☐

☐

裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。

☐

☐

スライムの除去を確実にに行っていることが確認できる。

☐

☐

支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。

☐

☐

杭先端処理が適切に行われていることを示す資料が確認できる。

☐

☐

強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。

☐

☐

既成杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。

☐

☐

杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。

☐

☐

その他：理由

<地盤改良関係（サンド・砕石ドレーン、ベーパードレーン、サンドコンパクションパイル、ロッドコン

☐

☐

杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認でき、削孔機械の据付が安定している。

☐

☐

改良材の品質・使用量が管理され、設計図書の使用を満足していることが確認できる。

☐

☐

改良材の配合、比重、噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。

☐

☐

事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。

☐

☐

施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。

☐

☐

施工管理方法が施工計画書等に記載され、整備されている。

☐

☐

施工記録が整理され、適切な施工が確認できる。

☐

☐

改良体の形状寸法が設計図書を満足していることが確認できる。

☐

☐

控工の施工上の注意事項（仕様書による）が守られている。

☐

☐

その他：理由

【電線共同溝工事】

☐

☐

指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。

☐

☐

管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。

☐

☐

プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。

☐

☐

特殊部の施工基面の支持力が均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。

☐

☐

特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。

☐

☐

埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

☐

舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。

☐

☐

管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

☐

管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。

☐

☐

その他：理由

【橋梁・横断歩道橋修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）】 記載4項目は必須

[illegible]

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
創意工夫	創意工夫	☐ 準備・後片付け関係 工夫の内容： ☐ 施工関係 工夫の内容： ☐ 品質関係 工夫の内容： ☐ 安全衛生関係 工夫の内容： ☐ 施工管理関係 工夫の内容： ☐ その他 工夫の内容： 【準備・後片付け関係】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 【施工関係】 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 造園工事における施工方法や材料等に関する工夫。 ☐ ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ NETIS登録技術のうち、「有用とされる技術」と評価された技術を活用した。※1※2 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【品質関係】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 【安全衛生関係】 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【施工管理関係】 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【その他】 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	0				

文書による修正を指示した項目は評価の対象としない
※1 加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。
※2 ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
施工体制	施工体制一般		☐ 施工体制が適切である	☒ 他の評定に該当しない	☐ 施工体制がやや不適切である	☐ 施工体制が不適切である
	0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工過程において、施工体制一般について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書を、適切な時期に提出している。 ☒ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ ☐ 品質確保のため、関係書類、出来形、品質等の確認を実施する体制が有効に機能している。 ☒ ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☒ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☒ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えて ☐ ☐ その他：理由			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ その他：理由	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ☐ その他：理由
配置技術者	配置技術者	☐ 配置技術者の対応が優れている	☐ 配置技術者の対応が適切である	☒ 他の評定に該当しない	☐ 配置技術者の対応がやや不適切である	☐ 配置技術者の対応が不適切である
	0%	「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 ☒ ☐ 施工過程において、配置技術者について指示事項が無い。 ☒ ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☒ ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☒ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☒ ☐ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☒ ☐ 書類を標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☒ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☒ ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☒ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☒ ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☒ ☐ 監理（主任）技術者が、施工方法等について優れた提案をしている。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ その他：理由			☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ その他：理由	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ☐ その他：理由
審査項目	細 別	a	b	c	d	e
施工状況	工程管理	☐ 工程管理が優れている	☐ 工程管理が適切である	☐ 他の評定に該当しない	☐ 工程管理がやや不適切である	☐ 工程管理が不適切である
	評価を ☐ 入力してください	「評価対象項目」 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地域の要望に沿って柔軟に工程管理を行った ☐ 工程管理に係る積極的かつ優れた取り組みが見られた ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。			☐ 理由なく工事着手が遅れた。 ☐ 工程管理において、地元又は他の工事とでトラブルが生じ ☐ その他：理由	☐ 工程管理が不適切で、工期内に工事が完成しなかった。 ☐ その他：理由

評価を入力→☐

審査項目	細 別	
工事特性 項目数 0	I 構造物 の特殊性 への対応	1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ ア 切土の土工量：5万m³以上、盛土の土工量：5万m³以上、護岸・築堤の平均高さ：5m以上、樋門又は樋管の中空断面積：15m²以上、揚排水機場の吐出管径：1500mm以上、堰又は水門の最大径間長：20m以上、堰又は水門の径間数：2径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、護岸、突堤の水深：5m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m³以上、流路工の計画高水流量：50m³以上、橋梁下部工の高さ：15m以上、橋梁上部工の最大支間長：80m以上 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ イ 現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ☐ ウ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 3 その他 ☐ エ 構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ☐ オ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
	II 都市部 等の作業 環境、社 会条件等 への対応	4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ カ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ☐ キ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ☐ ク 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ ケ 騒音・振動に特段の配慮を要した工事 ☐ コ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ☐ サ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 6 現道上の交通に大きく影響する工事 ☐ シ 幹線道路の交差点、交通量の多い道路又はバス路線など、交通規制に特段の配慮を要した工事 ☐ ス 歩行者や自転車の交通量が極めて多い歩道内での工事 7 緊急時における対応が特に必要な工事 ☐ セ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 8 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ ソ 作業現場が広範囲に分布している工事。 9 週休2日制工事、週休2日交替制工事 ☐ タ 土曜日、日曜日、祝日等に現場閉所を100%実施し、週休2日を達成した工事 ☐ チ 技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の平均休日率を達成した工事 10 その他 ☐ ツ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ☐ テ 周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
選択項目	III 厳しい 自然・地 盤条件へ	11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ ト 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ☐ ナ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要性が生じた工事。 ☐ ニ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ ヌ 河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ☐ ネ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ ノ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要性があった工事（法面工は除く）。 ☐ ハ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ☐ ヒ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ フ 貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 15 その他 ☐ ヘ 自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ☐ ホ 災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
	IV 長期工 事におけ る安全確 保への対	16 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ☐ マ 工期中に事故の発生がない。

文書で修正を指示した項目は評価の対象としない

工事成績採点の審査項目別細目表 (総括監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
施工状況	安全対策	☐ 安全対策が優れている	☐ 安全対策が適切である	☐ 他の評定に該当しない	☐ 安全対策がやや不適切である	☐ 安全対策が不適切である
	0項目 評価を入力してください	「評価対象項目」 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術の活用や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他：理由 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 評価を入力→				
審査項目	細 別	a	b	c	d	e
社会性	地域への貢献等	☐ 地域への貢献が優れている	☐ 地域への貢献がやや優れている	☐ 他の評定に該当しない		
	0項目 評価を入力してください	「評価対象項目」 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。 ※原則として、現場周辺地域での活動に限る 評価を入力→				
審査項目	細 別	法令遵守等の該当項目一覧表				
法令遵守等	公衆災害労働災害 法令違反 契約違反 加点項目 エラー：対象項目未入力！	措置内容 ☐ 指名停止3ヶ月以上 ☐ 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 ☐ 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 ☐ 指名停止2週間以上1ヶ月未満 ☐ 文書による注意処分 ☐ 口頭による注意処分 ☐ その他(理由はシステム側に入力) -20点 -15点 -13点 -10点 -8点 -5点 ☐ 総合評価落札方式の標準型・簡易型における技術提案の不履行 ☐ 総合評価落札方式における配置予定技術者の未配置 ☐ 総合評価落札方式における地元企業の下請活用割合の不履行 -8点～ -8点 -3点 加減点計 0 加点を入力→ 減点を入力→				

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
施工状況	施工管理	☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理が適切である	☒ 他の評定に該当しない	☐ 施工管理がやや不適切である	☐ 施工管理が不適切である
	0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 工事請負契約約款第17条に基づく設計図書の照査を適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書が適切な時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☒ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を適切に保管していることが確認できる。 ☒ ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☒ ☐ 品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって適切な状況で行っていることが確認できる。（※施工計画書等に基準・対応・体制等が明記されている） ☒ ☐ 工事の関係書類を過剰も不足もなく整理していることが確認できる。 ☒ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☒ ☐ その他：理由 ☒ ☐ その他：理由			☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ その他：理由	☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ☐ その他：理由

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
出来形及び出来ばえ	出来形	☐ 出来形管理が優れている	☐ 出来形管理が適切である	☐ 他の評定に該当しない	☐ 出来形管理がやや不適切である	☐ 出来形管理が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a bに該当しない。 評価対象項目の選択が少ないです 【評定対象項目】 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき適切に管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が管理計画に基づき写真で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他：理由 ☐ 出来形をばらつきにより評価することが適当でないため別途評価する。 【機械設備工事】 ※上記欄によらず、当該欄で評価 ☐☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐☐ 社内又は公的基準に基づき、出来形管理をしていることが確認できる。 ☐☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐☐ その他：理由 【電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事】 ※上記欄によらず、当該欄で評価 ☐☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおりに施工していることが確認できる。 ☐☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ 社内又は公的基準に基づき、出来形管理をしていることが確認できる。 ☐☐ その他：理由				☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ☐ その他：理由

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
25	品質	☐ 品質管理が優れている	☐ 品質管理が適切である	☒ 他の評定に該当しない	☐ 品質管理がやや不適切である	☐ 品質管理が不適切である
	0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 管理記録に工夫を凝らし、分かりやすく整理している。 【コンクリート構造物工事】 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ スーパーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他：理由 【土工事（切土、盛土、堤防等工事）】 ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 【護岸・根固・水制工事】 ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上っていることが確認できる。 ☐ ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ☐ その他:理由 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ その他:理由				

工事成績採点の考査項目別細目表 (検査員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		【鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）】 <工場製作関係> ☐ ☐ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ 孔あけによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 <架設関係> ☐ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☐ ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 【舗装工事】 <路床・路盤工関係> ☐ ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 <アスファルト舗装工関係> ☐ ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 各層の継ぎ目の位置を、設計図書に定められた数値以上ずらしてあることが確認できる。 ☐ ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 <コンクリート舗装工関係> ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由				

☐

☐

溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

☐

溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。

☐

☐

孔あけによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。

☐

☐

欠陥部の発生が見られないことが確認できる。

☐

☐

塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。

☐

☐

素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。

☐

☐

塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。

☐

☐

塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。

☐

☐

その他：理由

☐

☐

<架設関係>

☐

☐

ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。

☐

☐

ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。

☐

☐

高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。

☐

☐

高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。

☐

☐

支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。

☐

☐

架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。

☐

☐

架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。

☐

☐

現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。

☐

☐

現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。

☐

☐

その他：理由

☐

☐

【舗装工事】

☐

☐

<路床・路盤工関係>

☐

☐

設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。

☐

☐

路床及び路盤工のブルーローリングを行っていることが確認できる。

☐

☐

路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

☐

路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。

☐

☐

路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。

☐

☐

路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。

☐

☐

路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。

☐

☐

その他：理由

☐

☐

<アスファルト舗装工関係>

☐

☐

アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。

☐

☐

舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。

☐

☐

プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。

☐

☐

舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。

☐

☐

各層の継ぎ目の位置を、設計図書に定められた数値以上ずらしてあることが確認できる。

☐

☐

縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

☐

アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。

☐

☐

密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

☐

その他：理由

☐

☐

<コンクリート舗装工関係>

☐

☐

コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

☐

☐

舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。

☐

☐

コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

☐

☐

圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐ ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ 【法面工事】 <共 通> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ <種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係> 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ <コンクリート又はモルタル吹付工関係> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ <現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 ☐ ☐ 【基礎工事及び地盤改良工事】 <杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）> ☐ ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由 <地盤改良関係> ☐ ☐ □ その他:理由 ☐ ☐ □ その他:理由				

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐ ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由			☐ その他：理由	☐ その他：理由
		☐ ☐ 【コンクリート橋 上部工事（PC及びRCを対象）】 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ スペースの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ プレベウム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他：理由			☐ その他：理由	☐ その他：理由
		☐ ☐ 【塗装工事】 ☐ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ クレーンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ その他：理由			☐ その他：理由	☐ その他：理由
		☐ ☐ 【植栽工事】 ☐ ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由			☐ その他：理由	☐ その他：理由
		☐ ☐ 【防護柵（網）・標識・区画線等設置工事】 ☐ ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。			☐ その他：理由	☐ その他：理由

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐ ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書仕様の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 溶融式、高視認性区画線の塗装温度管理が確認できる。 ☐ ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書仕様の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書仕様の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の材料が、設計図書仕様の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由				
		【電線共同溝工事】 ☐ ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☐ ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ ☐ 埋戻しにおいて、設計図書仕様の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書仕様の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他：理由			☐ その他：理由	☐ その他：理由
		【公園工事】 ☐ ☐ 品質管理の記録・資料が整理されている。 ☐ ☐ 独自の品質管理基準を設け、より厳しい管理を行っている。 ☐ ☐ 品質管理についての工事施工記録写真が整理されている。 ☐ ☐ 仕様書で定めている品質管理が、頻度及び種類とも実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 使用材料の品質規格証明書が整備され、設計図書との適合性が確認できる。 ☐ ☐ 遊戯施設等の機能・安全性において、設計図書との適合性が確認できる。 ☐ ☐ 樹木等の品質寸法及び品質規格が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 樹木の活着管理が適切に行われている。 ☐ ☐ 支柱材料及び取付け方法は設計図書の規定どおりとなっていることが確認できる。 ☐ ☐ 品質管理の記録・資料の整理に創意工夫が見られる。 ☐ ☐ その他：理由			☐ その他：理由	☐ その他：理由
		【機械設備工事】 ☐ ☐ 材料、部品等の品質が書類で容易に確認できる。 ☐ ☐ 設備の機能及び性能が承諾図書どおりに確保され、かつ書類等で品質が容易に確認できる。 ☐ ☐ 設計図書の設備仕様を理解し、詳細に検討した結果を基に承諾図を作成、提出している。 ☐ ☐ 機器の機能や性能等に係る証明書及び検査書、成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☐ ☐ 溶接の品質管理が、書類等で各項目の基準を満たしていることが確認できる。 ☐ ☐ 塗装の品質管理が、書類等で各項目の基準を満たしていることが確認できる。 ☐ ☐ 操作制御設備について、承諾図どおり作成され、操作性、保守性にも優れていることが確認できる。 ☐ ☐ 制御設備の安全装置及び保護装置等動作確認試験結果が整理され、検査報告書により品質の確認ができ ☐ ☐ 小配管、電気配線等が承諾図どおりに施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ 設備の操作マニュアルや取扱説明書等が分かりやすいように工夫されている。 ☐ ☐ 完成図書に部品の点検方法や消耗品等の交換方法についてまとめられている。 ☐ ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認 ☐ ☐ できる。 ☐ ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ ☐ パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。			☐ その他：理由	☐ その他：理由

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。				
		☐ ☐ 現地状況を勘察し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。				
		☐ ☐ その他：理由			☐ その他:理由	☐ その他:理由
		【電気設備工事】				
		☐ ☐ 機器製作用承諾図に品質や性能の確保に係る技術検討がされていることの確認ができる。				
		☐ ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐ ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。				
		☐ ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。				
		☐ ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。				
		☐ ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐ ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。				
		☐ ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐ ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。				
		☐ ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。				
		☐ ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。				
		☐ ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。				
		☐ ☐ その他：理由				
		【通信設備工事・受変電設備工事】			☐ その他:理由	☐ その他:理由
		☐ ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。				
		☐ ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。				
		☐ ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐ ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐ ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。				
		☐ ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。				
		☐ ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。				
		☐ ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。				
		☐ ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。				
		☐ ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。				
		☐ ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。				
		☐ ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。				
		☐ ☐ その他：理由				
		【維持工事（清掃工、除草工、付属物工等） 記載4項目は必須】			☐ その他:理由	☐ その他:理由
必須項目		☐ ☐ 使用する材料の品質及び形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜、的確に行っていることが確認できる。				
必須項目		☐ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。				
必須項目		☐ ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘察し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。				
必須項目		☐ ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。				
		☐ ☐ その他：理由				
		☐ ☐ その他：理由				
		☐ ☐ その他：理由				
		☐ ☐ その他：理由				
		☐ ☐ その他：理由				
		【橋梁修繕，歩道橋修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等） 記載4項目は必須】			☐ その他:理由	☐ その他:理由
必須項目		☐ ☐ 使用する材料の品質及び形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜、的確に行っていることが確認できる。				
必須項目		☐ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。				

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
必須項目	必須項目	☐ ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。				
		☐ ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。				
		☐ ☐ その他：理由				
		☐ ☐ その他：理由				
		☐ ☐ その他：理由				
		☐ ☐ その他：理由				
		【二次製品構造物工事】 ＜共通＞			☐ その他:理由	☐ その他:理由
		☐ ☐ 仕様書に定められている品質管理が実施されている。				
		☐ ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。				
		☐ ☐ JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。				
		☐ ☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。				
		☐ ☐ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。				
		☐ ☐ 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。				
		☐ ☐ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。				
		☐ ☐ 敷モルタルが適切に施工されている。				
		＜擁壁類（補強土擁壁は除く）＞				
		☐ ☐ 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分に空隙が生じていない。				
		☐ ☐ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。				
		☐ ☐ 材料の接続または、かみ合わせが適切でズレがなく、接続部からの土砂流出防止がなされている。				
		☐ ☐ 端部における地山とのすりつけが適切である。				
		☐ ☐ 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。				
		☐ ☐ コンクリート擁壁工の施工にあたり、コンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締め固め及び養生が適切に行われている。				
		☐ ☐ その他：理由				
		＜用排水路・その他＞				
		☐ ☐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。				
		☐ ☐ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。				
		☐ ☐ 呑口、吐口、集水桝等の取付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。				
		☐ ☐ 施設の流末は浸食、滞留が生じないように処理されている。				
		☐ ☐ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縦目地からの漏水も見られない。				
		☐ ☐ 継目部の目地モルタル・パッキン等が適切に施工されている。				
		☐ ☐ 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。				
		☐ ☐ その他：理由				
		【補強土壁工事】			☐ その他:理由	☐ その他:理由
		☐ ☐ 盛土材料の土質が適正である。				
		☐ ☐ 盛土の締固めを適切な条件（人力・機械・巻き出し厚・敷き均し・転圧作業等）で施工されている。				
		☐ ☐ プレキャスト製品・材料等の品質が、工場管理資料等の品質証明資料により適切であると確認できる。				
		☐ ☐ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。				
		☐ ☐ 盛土の締め固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。				
		☐ ☐ その他：理由				
		【浚渫 覆砂工事】			☐ その他:理由	☐ その他:理由
		☐ ☐ 着手前の測定の記録・保存が適正である。				
		☐ ☐ 施工前、施工中の水象・気象の資料が整備されている。				
		☐ ☐ 土砂量の検収・計測が的確に行われている。				
		☐ ☐ 機械の選定及び組み合わせが適切である。				
		☐ ☐ 周辺環境に配慮し、水質汚濁防止・水質監視等が行われている。				
		☐ ☐ 浚渫高さ（覆砂厚）、すりつけが規格値内に納まる仕上がりである。				
		☐ ☐ 覆砂の品質資料が適切に整理されている。				
		☐ ☐ その他：理由				
		【更生工事】			☐ その他:理由	☐ その他:理由
		☐ ☐ 事前調査において、既設管内の布設状況、障害物及び漏水等の状況を十分に把握して施工していることが				
		☐ ☐ 事前処理により、施工時に支障のないよう適切な措置を施していることが確認できる。				
		☐ ☐ 工事着手前に更生材料について、適正な品質規格証明書等が提出され、必要な品質が確保されていること				
		☐ ☐ 更生材料等が、施工計画書等に基づき適正に搬入・保管されたことが確認できる。				
		☐ ☐ 硬化時の時間・温度等の管理が適切に行われている。又は、製管材使用時の裏込め材の注入管理が適切に行われていることが確認できる。				

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐☐ 工法別に必要な品質検査を公的機関等で実施しており、その結果が適正であり、監督員へ報告していることが確認できる。 ☐☐ 施工管理記録から、取付管の施工を含む不可視の部分について、適切な施工であることが確認できる。 【上記以外の工事 又は合併工事】 ☐☐ その他：理由 ☐☐ その他：理由 ☐☐ その他：理由 ☐☐ その他：理由 ☐☐ その他：理由 ☐☐ その他：理由 ☐☐ その他：理由			☐ その他：理由	☐ その他：理由

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
出来ばえ	出来ばえ	☐ 外観が良く、仕上がりが非常にきれいで、取合わせ等も細部まで行き届いていた。	☐ 外観、仕上がりが及び取合わせは概ね良好であった。	☐ 外観、仕上がりが若しくは取合わせが悪い所、又は軽微な手直を指示した箇所があった。	☒ 外観、仕上がりが及び取合わせが悪く、大幅な手直しを指示した。	
		「評価対象項目」 【コンクリート構造物工】 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【土工事（盛土・築堤工事等）】 ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【切土工事】 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 【護岸・根固・水制工事】 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【鋼橋工事】 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。 【地すべり防止工事】 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。 【舗装工事】 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【法面工事】 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。				

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		【基礎工事（地盤改良等を含む）】 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はc評価とする。 【コンクリート橋上部工事】 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 支承部の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【塗装工事（工場塗装を除く）】 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。 【植栽工事】 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。 【防護柵（網）工事】 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 【標識工事】 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 【区画線工事】 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 【機械設備工事】 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、操作制御性が良い。 ☐ きめ細やかな施工がされている。 ☐ 土木構造物や既設設備等とのすり合わせが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部にまで配慮がされている。 ☐ 全体的に美観が良い。 【電気設備工事】 ☐ きめ細やかな施工がされている。 ☐ 設備として、安全性、環境及び維持管理等に配慮がされている。 ☐ 動作状態において、異常が無く、機能も確保され操作性も良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。				

工事成績採点の審査項目別細目表 (検査員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		☐ 操作、保守点検等が容易に行えるよう、配慮がされている。 ☐ 全体的に美観が良い。 【維持修繕工事】 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【電線共同溝工事】 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。 【通信設備工事 受変電設備工事】 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 【公園工事】 ☐ 施設の位置が適切に配置されている。 ☐ 構造物のすりつけ等が良い。 ☐ 維持管理を踏まえたきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物としての安全、環境等への配慮がされている。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。 【上記以外の工事 又は 合併工事】 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 ☐ その他：理由 【二次製品構造物工事】 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 材料の連結、かみ合わせが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 製品に割れ、欠けがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 周辺地形・他構造物等との取り合いが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【補強土壁工事】 ☐ 壁面材の割れ、欠け、汚れ、変形等がない。 ☐ 基礎上面の平坦性が良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 壁面材の日違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【更生工事】 ☐ 内面の仕上がりに、シワ、たるみ、はく離、異常変色及び漏水等がない。 ☐ 管口の仕上がりが良い。 ☐ マンホールの仕上りが良い（目地等） ☐ 人孔蓋、桝等の他の構造物と路面と段差がなくすり付けが良い ☐ 管きょやマンホール内等に土砂、モルタル材料の断片等がなく清掃されている。 ☐ 全体的な美観が良い。				

工事成績採点の調査項目別細目表 (検査員)

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
		【浚渫 覆砂工事】 ☐ 浚渫・覆砂の全体的な仕上がりが、平均化されている。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 施工の周辺環境への影響は軽微である。 ☐ 浚渫土の処理が適切である。 ☐ 浚渫・覆砂の着手・完了時の測量が整備されている。				